

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
I 最重点要望事項			
1 道路網の整備促進並びに県の公共事業の一部負担金の廃止について	道路網の整備は、地域の産業経済の振興、生活の向上、観光地へのアクセスなど地域発展の根幹となる重要なものであり、その整備改良については緊急かつ重要な課題であります。つきましては、下記事項について国等への要望並びに整備改良をしていただきますよう要望いたします。		県土整備部 道路企画課 道路建設課
	1. 山陰自動車道の早期完成	山陰道をはじめとする第一次的高速道路ネットワークの欠落箇所については、国家政策として2020年度までに連結するよう重ねて国に要望しており、平成22年1月16日にも県内高規格幹線道路及び境港の早期整備を求める鳥取県民総決起大会を行いました。 先日国土交通省より公表された平成23年度直轄事業の事業計画には、山陰道の以下の事業箇所について、平成25年度供用と明示されましたが、道路整備予算を取り巻く状況は依然として厳しく、予断を許さないことから、引き続き国に強く要望していくこととしています。 「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」 「中山・名和道路」 「名和・淀江道路（延伸部）」	
	2. 米子自動車道「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期整備	暫定2車線で開通している米子自動車道「蒜山IC～米子IC」については、近年の交通量の増加とともに対面通行に起因する重大事故も発生していることから、早期に4車線化する必要があると認識し、国やNEXCOにも要望してきています。 ただ、財源も含めた整備手法が現時点では不透明なことから、まずは平成23年度の無料化社会実験区間となるよう国に要望しており、米子自動車道全線「落合JCT～米子IC」が平成23年度の実験区間に追加されたところです。	
	3. 地域高規格道路の整備改良		
	①「北条湯原道路」の早期完成	・倉吉道路における倉吉IC～倉吉西ICまでの区間（L＝3.3km）は、平成24年度中の供用を目指し、整備促進を図っているところです。 ・倉吉～関金間については、倉吉関金道路が国の平成23年度予算案において新規箇所位置付けられましたが、道路整備予算を取り巻く状況は依然として厳しく、予断を許さないことから、引き続き予算の確保を国に強く要望していくこととしています。	
②「江府三次線」の整備促進 （「江府道路」の早期整備、「鍵掛峠道路」の広島県側・鳥取県側の同時工事着手と鳥取県側の一部については、倉吉河川国道事務所で実施）	・江府道路は、平成17年度に事業着手し、現在調査設計及び一部用地買収に取りかかっており、早期の供用を目指して取り組んでいるところです。 ・鍵掛峠道路は、平成17年度から直轄代行で事業中であり、今後とも整備の促進について国に訴えていくこととしています。 ・現時点では事業中の上記2区間の整備を優先していることから、その他の区間の事業化は困難です。		

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
1 道路網の整備促進並びに県の公共事業の一部負担金の廃止について(つづき)	③「鳥取豊岡宮津自動車道」の早期整備 (鳥取市福部町～岩美町本庄間「国道9号駒馳山バイパス」、岩美道路)の早期完成	<ul style="list-style-type: none"> ・「国道9号駒馳山バイパス」は、国土交通省の平成23年度直轄事業の事業計画に平成25年度供用と明示されましたが、道路整備予算を取り巻く状況は依然として厳しく、予断を許さないことから、引き続き国に強く要望していくこととしています。 ・「岩美道路」は、平成20年度に事業着手したところであり、(仮称)岩美IC～(仮称)浦富ICまでの西側区間(L=3.3km)の整備を優先的に進めていくこととしています。 	県土整備部 道路企画課 道路建設課
	④「郡家中山道路」の早期計画路線指定	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰道や鳥取豊岡宮津自動車道の整備が急務であり、現時点で事業化は困難です。 	
	4. 一般国道及び主要地方道の整備改良		
	①国道482号の整備促進 (淵見～春米間の改良整備、県境部の未整備区間)	<ul style="list-style-type: none"> ・茗荷谷～淵見バイパスは、平成5年度から事業中で、平成23年度完成予定です。 ・県境部の未整備区間については、兵庫県と調整しながら今後検討します。 	
	②国道180号南部バイパスの早期完成	<ul style="list-style-type: none"> ・米子バイパスの延長としての南部バイパスは、平成18年度から事業中で、南部町阿賀の現道180号～主要地方道溝口伯太線までの区間(L=1.4km)は本年度末に部分供用し、全線(L=4.2km)については平成20年代半ばの供用を目指し、引き続き事業を実施していくこととしています。 	
	③主要地方道倉吉江府溝口線の一の沢、二の沢、三の沢の安全対策並びに砂防整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・流出土砂量の多い三の沢については、国の治山事業と調整して平成20年度から事業に着手し、平成23年度に完成予定です。 ・一の沢、二の沢については、既存の治山堰堤を活用した土砂溜めポケットを設置し、流出土砂量の低減を図っているところです。 	
	④主要地方道鳥取鹿野倉吉線の拡幅改良 (三朝町砂原～片柴・三朝町大瀬～倉吉市八屋)	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝町砂原～片柴間については、引き続き事業を実施します。 ・三朝町大瀬～倉吉市八屋間については、必要性は認めますが、平成23年度予算において事業実施することは困難です。 	
	⑤主要地方道倉吉青谷線の拡幅改良 (引地地区・松崎地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・引地地区は平成23年度、松崎地区は平成24年度の完成を目指し、引き続き事業を実施していくこととしています。 	
	⑥主要地方道津山智頭八東線の早期着工 (智頭町八頭町間)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性は認めますが、平成23年度予算において事業実施することは困難です。 	
	5. 一般県道木地山倉吉線河戸橋架替事業の早期完成	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の完成を目指し、引き続き事業を実施していくこととしています。 	
6. 大山広域農道について (県の防災幹線ルートとして位置付けられている極めて重要な路線でありますので、県管理の道路としていただきたい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・大山広域農道は、地域の農産物の流通環境を整備するための広域農道として整備していますので、農道として関係する市町に維持管理をしていただきますようお願いいたします。 		

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
<p>2 国の制度改正に伴う各種システム変更等に係る国の財政負担及び県の財政支援について</p>	<p>国においては、国民生活に寄与するため様々な施策の制度設計がなされ、また、適宜その見直し等も進められているところですが、各自治体では国の制度改正の都度、電算システム等の整備が必要となっており、財政力の小さな町村にとっては大きな負担となっています。つきましては、下記事項に係る国への更なる財政負担の要請と県の財政支援の拡充を要望いたします。</p>	<p>制度改正に伴う情報システムの改修に要する自治体の負担を減らすこと等を目的として、本年度、総務省において自治体クラウド※推進本部が設置され検討が行われています。</p> <p>当初予定された法制化は見送られ自治体クラウド導入は任意とされたが、平成23年1月に有識者による論点のまとめが行われ、概ねの方向性が提示されたところです。</p> <p>今後、市町村が自治体クラウドを導入する場合に必要な提案依頼書等の雛形や、自治体クラウドへ移行する際の地財措置等が示される予定です。</p> <p>県としては、今後とも国の動向を注視して情報を提供するとともに、導入を希望する市町村へ助言等を行います。</p> <p>※「自治体クラウド」とは：クラウド・コンピューティング技術等の最新の技術を活用し地方公共団体間の情報システムの統合化・集約化を図り、情報システムの構築・運用などの効率化・低コスト化を図る取り組みです。</p>	<p>企画部 情報政策課</p>
	<p>1. 災害時要援護者システム導入経費の助成について 災害時要援護者の避難支援対策に関しては、避難所における要援護者の支援のあり方や市町村と福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関等の連携のあり方について検討が進められ平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂され、このガイドラインが示されたことにより、市区町村に対して避難支援プランの作成が要請されたところです。</p> <p>他県よりも高齢化が進んでいる本県におきまして、地域住民との協働による高齢者の見守り体制の充実策と、その地域ネットワークをベースとした高齢者の防災支援システムの確立を急ぐために、鳥取県防災・危機管理対策交付金による電子情報化システム（災害時要援護者情報システム）導入に係る補助金の充実を要望いたします。</p> <p>また、国の起債事業として防災対策基盤整備事業がありますが、充当率の引き上げ及び交付税措置の拡充を要望いたします。</p>	<p>災害時要援護者に係る対策に関する事業は、平成21年度に創設した鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象事業としており、今回要望のあった災害時要援護者支援プランなどの作成のための電子情報化に係るソフト開発経費などは、その交付対象になります。</p> <p>特に平成22年度は、災害時要援護者の避難支援対策について、特例枠を設けて重点的に支援することとしています。</p> <p>なお、防災対策事業債（防災基盤整備事業）は、ソフト事業は対象外とされています。</p>	<p>防災局 防災チーム</p> <p>企画部 地域づくり支援局 自治振興課</p>
	<p>2. 児童扶養手当事務に要する電算システム経費に対する支援について 生活保護、児童扶養手当の事務にあたっては、これを管理するための電算システムの導入が必要となります。</p> <p>生活保護システム導入経費については、事務所設置後に設置年度に導入する場合は国10/10、事務所設置の前年度に導入する場合は国1/2の補助事業が設けられていますが、児童扶養手当システム導入経費に対しては、補助事業が設けられていません。</p> <p>システム導入については多額の経費を要し、個々の町が単独でシステムを導入することは大きな負担となり、今後、事務所設置を検討する上でも課題となると見込まれますので、児童扶養手当システム導入経費に対する国及び県の支援を要望いたします。</p>	<p>電算システム導入に当たって新たな経費が発生することは理解していますが、係る経費については国からの聞き取りでは地方交付税として措置されているということであり、県として特別な支援は考えていません。</p>	<p>福祉保健部 子育て支援総室</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
2	<p>国の制度改正に伴う各種システム変更等に係る国の財政負担及び県の財政支援について（つづき）</p>	<p>3. 住民基本台帳法の改正に伴うシステム変更に係る財政支援について 住民基本台帳法が平成21年7月に改正公布され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなり、平成24年7月までに施行されることとなっています。 当然、既存住民基本台帳等関連システムの改修が必要となりますので、これに係る財政支援を国及び県に要望いたします。</p> <p>4. 個人住民税の国税連携に伴う財政支援について 平成23年1月から開始される個人住民税と所得税の連携については、地方電子化協議会の審査システム等設定経費や既存の町民税課税システムの改修が必要であり、ちなみに、サービス提供事業者側の審査システム等改修経費210万円、既存町民税課税システム改修経費212万円、合計422万円の経費が必要です。 国、県からは交付税措置や徴収取扱費の上積みで財政支援を行っているという説明を受けていますが、小規模自治体では財源の確保に苦慮している状況です。 国税連携により電子申告の普及や事務効率の向上が期待される場所ですが、この制度が円滑に導入できるよう国及び県の更なる財政支援を要望いたします。</p> <p>5. 公的個人認証関係の機器更新に関する財政支援等について 現在電子申告の手続で利用されている公的個人認証（電子証明）については、国の政策に基づき、平成16年2月に県の市町村振興協会を通じて寄付を受けたものであり、期間経過に伴い更新の時期に来ているものです。 これについては元々当初の考え方に従い、全国一律に機器を無償譲渡し、更新する流れであったものが、所謂事業仕分けで見直されたものであります。 各自治体において自費更新ということのようですが、小規模の自治体においてこれらの機器更新の経費負担は財政的に困難であり、国の方針として導入整備された経緯からしても、何らかの国の財政支援があつてしかるべきと考えますので、国に対する財政支援の要請を要望いたします。</p>	<p>総務省自治行政局市町村課から、平成22年1月25日付けで「住民基本台帳システム改修等に係る経費に対する平成22年度の地方財政措置について」通知が出され、当該改修に伴う改修経費のうち、標準的な所要経費については普通交付税措置を、それを上回る経費については所要の特別交付税措置を講ずることとされており、平成23年度におきましても所要の財政措置が行われるものと考えており、県としての特段の財政措置は考えておりません。</p> <p>国税連携の開始に伴うシステム改修については、各団体とも限られた財源の中で費用を支弁していただくと認識しています。このことに対する各団体への財政的支援として、普通交付税による措置や個人県民税徴収取扱費の特例分の交付が行われているところであります。 交付税における需要額の算定状況、及び徴収取扱費の交付状況と考えた場合、多くの団体で改修費用を賄うことができる支援がなされていると考えられること、また、これら財政支援金額が最も少ない団体においても相当程度行われていることから、県としての特段の財政支援は考えていません。</p> <p>公的個人認証サービスに係る財政負担の軽減については、公的個人認証サービス都道府県協議会において総務省に対し、窓口機器の更改について市町村に負担をかけないスキームとなるよう財政措置を要望したところですが、普通交付税措置済み等の理由により、新たな財政措置は困難との回答を得たところです。そこで平成22年7月には全国都道府県情報管理主管課長会から総務省に対し、社会基盤としての制度の運営のあり方及びその維持に必要な経費の負担について根本的な見直しを行うことを要望するとともに、市町村の財政負担軽減についても「制度発足時の市区町村への負担をかけないスキームを維持することが制度存続にとって望ましいが、それが困難な場合であっても、窓口端末・鍵ペア生成装置等の更新に対し、コストダウン方策の検討や財政的支援を図られたい。」との要望を行っているところです。</p>	<p>企画部 地域づくり 支援局 自治振興課</p> <p>総務部 税務課</p> <p>企画部 情報政策課</p>
3	<p>後期高齢者医療制度廃止後の新制度の国民健康保険の運営について</p>	<p>国は高齢者医療制度改革会議で、後期高齢者医療制度廃止後の新制度について中間まとめ案が提示され、後期高齢者1,400万人のうち、サラリーマンとその被扶養者200万人を除く1,200万人を国保に加入させる案が明記されました。 また、25年4月から当面75歳以上か65歳以上の「高齢者国保」を都道府県単位で財政運営するが、将来的にはそれ未満の「若人国保」も含め全年齢で現在、市町村単位の国保を都道府県単位化するように提言されています。 現在、その運営主体につきましては都道府県や広域連合の2つにほぼ絞られており、中間まとめ案は「都道府県が担うべきとする意見が多数」としながらも「慎重な意見もある」として、結論が先送りされています。 しかし、市町村の保険者の財政状況は、被保険者の高齢化や低所得化が進む中保険料の引き上げが難しく、非常に厳しい状況が続いております。 このような状況の中で、国や県の支援は必要不可欠なものであり、県が主体となった国保運営を要望いたします。</p>	<p>国は後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年3月から新制度への移行を検討しているところであり、新制度では、国保の高齢者部分は、都道府県が財政運営を行うことや平成30年度に国保を全年齢で都道府県単位化することなどが検討されています。 増大しつづける医療費の負担は、国全体で考えなければならぬ重要な問題であり、市町村国保も含めた医療保険制度の抜本的な改革は必要と考えています。 しかし、国の高齢者医療制度改革会議の検討状況では、将来の医療保険制度の一元化への道筋や国の保険財政全体に対する責任ある対応が示されていません。 持続可能な医療保険制度を構築するため、平成25年3月の実施にこだわらず、本質的かつ本格的な形で充分議論を尽くすべきと考えます。</p>	<p>福祉保健部 医療指導課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
4 有害鳥獣駆除対策の 拡充並びに継続につ いて	<p>イノシシ、シカを中心とする有害鳥獣による農林作物への被害は、年々深刻化している状況にあります。</p> <p>特に、中山間地域に位置する農山村にとっては、生産農家の意欲が減退し、耕作放棄等の増加が加速している状況にあります。</p> <p>鳥取県におかれましても、有害鳥獣対策には多大なるご支援をいただいているところでありますが、今後とも国の鳥獣害防止総合対策事業の要望額確保と単県事業の鳥獣被害総合対策事業の継続を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有害鳥獣の侵入防止柵、捕獲柵、ワナ等の設置に対する助成額の嵩上げ 2. 捕獲奨励金の交付制度の継続並びに対象鳥獣類の充実 3. 猟友会の育成援助 4. 鳥獣被害対策について技術指導等を行う専門家（鳥獣被害対策専門員）の再配置 	<p>○平成22年度実施された県の事業棚卸しでの指摘を受けて、鳥獣被害総合対策事業の一部見直しを行ったところですが、市町村からの事業要望額を受けて、平成23年度も引き続き増額予算案を提出しているところです。</p> <p>なお、平成23年度は国事業予算が大幅に増額されており、国事業もおおいに活用して、被害対策を進めていただきたい。</p> <p>○これまでも新規狩猟免許者を養成するための講習会や猟友会員の捕獲技術向上のための研修会の開催により猟友会活動の支援を行っています。今後も猟友会員の増加と資質向上のため、各種講習会等施策の充実を図っていきます。</p> <p>○現地の要望に迅速かつきめ細かく対応するため、改良普及員に鳥獣被害対策研修を行ってきたところです。また、地域で技術指導できる民間指導者「イノシッシ」を養成するため鳥獣里山塾を開催して人材育成をしてきたところです。今後は、これらの指導者を活用して地域での指導体制の強化を行う予定です。</p>	<p>農林水産部 生産振興課</p> <p>生活環境部 公園自然課</p>
5 30人学級編成の継 続及び拡充実施につ いて	<p>現在、小学校1・2年生では30人学級、中学校1年生では33人学級が実施されており、きめ細やかな生活指導の充実や基本的な学習習慣の定着をはじめ多大な教育効果が認められています。</p> <p>つきましては、県の費用負担を含め、この事業の継続実施と義務教育全学年への拡充実施並びに国に対し基準の見直しを働き掛けていただきますようお願いいたします。</p>	<p>県としても、少人数学級の効果は十分に認識しています。</p> <p>少人数学級の制度化については、国において検討が進められているところであり、今後の国の動向を注視しながら、本県の実施方法等について検討していきたいと思えます。</p> <p>また、早期実現に向けても、引き続き国に要望していきたいと思えます。</p>	<p>教育委員会 小中学校課</p>
6 間伐材搬出促進事業 の継続について	<p>戦後の拡大造林期に植栽されたスギ・ヒノキを中心とした人工林資源が利用可能な段階を迎えつつあるものの、長引く木材価格の低迷など、林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況下にあります。</p> <p>こうした状況にあっても、間伐材を山土場から市場・製材加工施設等へ運搬するのに要する経費として、間伐材1㎡あたり3,800円を助成する「間伐材搬出促進事業」は、県政の重要課題である“間伐の推進”と“県産材の需要拡大”の大きな原動力となっているのは言うまでもありません。</p> <p>しかし、今年度末で終期を迎え、平成23年度以降の事業のあり方は今後の検討課題となっているところですが、この事業は低迷する林業に活力を与え、県土の保全や地球温暖化防止などに大きく寄与するものであります。</p> <p>是非とも平成23年度以降もこの事業を継続していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県内の間伐経費等を調査した結果、低コスト化が進む一方、材価の回復が遅れていることなどから依然厳しい状況であり、関係者の間伐の推進における間伐材搬出促進事業への期待は高いことから、平成23年度も支援を継続することとしました。</p>	<p>農林水産部 森林・林業 総室</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
7 補助金の一括交付金に 伴い廃止される補助金の 総額確保について	<p>平成22年6月22日閣議決定の「地域主権戦略大綱」において、地域主権の確立を目的として、ひも付き補助金の一括交付金化の実施が掲げられております。</p> <p>地域の実情に応じて財源を有効活用し、事業の効果を高めることの出来る取り組みとして期待をいたしております。</p> <p>しかしながら、一括交付金化に伴い補助金を含めた総額を一定程度減額するという声が伝えられており、財政力の小さな町村においては、地域の行政サービスに対する影響が懸念されているところです。</p> <p>導入にあたっては、一括交付金化を国の財源捻出の手段とせず、現在、事業ごとに算定されている補助金の総額を下回ることのないように国に働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、一括交付金化の実施状況において、PDCAサイクルを通じた国の評価・改善及び会計検査院の検査活用が掲げられておりますが、本来の目的であります地方の自由裁量の拡大を損なうことのないよう制度としていただきますよう併せて働きかけをお願いいたします。</p>	<p>政府の平成23年度予算案における県分の一括交付金（地域自主戦略交付金（仮称））については、地方が求めている内容とはかけ離れたものであり、全く評価できず、不満が残るものとなっています。また、使い勝手の面など、従来の国庫補助負担金と何ら変わらず、事業計画書を「一括」で提出するという点のみ一括化が実現し、謂わば「一括補助金」とでもいうべきものです。</p> <p>なお、未だ具体的な配分方法や客観的指標が全く示されておらず、現時点では、対象事業も全体像は示されていません。また、国は、地方の予算編成作業を全く無視したスケジュールで検討を進めており、平成23年度の予算編成に当たり、交付金の額の推計を行うことすらできず、混乱をきたしています。</p> <p>平成24年度以降、市町村分の投資補助金、経常補助金も一括交付金化される予定であり、政府には、時間的ゆとりを持って地方との協議に臨むなど、真摯な対応を求めたいとおもいます。また、町村会から要望のあった事項や下記事項についても、全国知事会等の場で、引き続き国へ主張、要請して参りたいと思います。</p> <p>①税のように、地方がその責任において使途を定めることができる自由度が確保され、国の関与が最小限となること。</p> <p>②客観的な指標に基づき、公平でかつ、財政力の強弱や社会資本整備の整備状況等に配慮して算定される仕組みとなること。</p> <p>③次年度以降の歳入見込額が推計可能で、予見可能性が高まること。</p> <p>④一括化される国庫補助金等は、投資を基本とし、社会保障費などの全国一律の現金給付に係るものは、国が直接執行することとし、一括交付金の対象としないこと。</p>	企画部 企画課
II 重点要望事項			
1 教育支援センター設置に係る 県補助金交付事業の継続について	<p>県内各地域の教育支援センターの運営につきましては、平成18年度までは全額県費により運営していただいていたところですが、平成19年度から3年間は県費1/2補助となり、本年度は県費1/3補助となりました。</p> <p>不登校児童生徒に対するこの事業は継続すべき事業と考えますので、これまでどおり県費1/2補助に戻していただき、県費負担の継続をお願いいたします。</p>	<p>教育支援センターに対する運営費補助については、平成21年度末で終了予定であったが、継続を望む市町村の強い要望と、激変緩和のため、運営費の補助率を3分の1とし2年間（上限300万円）に限り延長するとしてきたところです。</p> <p>この取扱いは、激変緩和による例外的な措置として2年間と終期を定めて延長したものであり、継続は困難です。ついては、各市町村におかれても、終了後、円滑な運営が行われるよう、万全を期していただきたいと思っております。</p>	教育委員会 小中学校課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
2	県教育委員会の教育局の存続について	<p>県の組織の見直しのなかで、東・中・西部の教育局の廃止について検討されていると聞いています。地方分権のなかで県と市町村の役割の見直しや効率化が検討されることは当然と考えますが、教育局につきましては、教育行政の振興・教育環境の維持において、不可欠です。是非とも存続していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、教育局は教職員の配置などの学事、教職員の指導、社会教育・公民館活動など生涯学習の推進など、幅広く指導・支援をいただいています。 ・特に小規模町村においては、教育行政の専門職員を確保することは困難であり、教職員の人事配置や教職員の指導については、県の指導性に期待するところが大きく、県においても現場を熟知しながら人事配置・指導を行うことは当然の責務と考えます。 ・生涯学習の推進にあたっては、地域課題が山積のなかで、先進的・広域的視点をもって、市町村への情報提供等、ご指導いただくには、現場に近いところに専門性ある担当者の配置が必要と考えます。 ・百年の計といわれる教育・人づくり施策については、地方分権による権限移譲や行政の効率化が求められるなかであって、一層強化が求められているテーマであり、これまでも本県のきめ細かな施策が教育的な成果をあげてきたことを踏まえ、県が市町村との連携のもと教育の振興を図るためにも教育局を活用されたい。 	<p>県教育委員会では、市町村教育委員会が行う小・中学校への教科指導や学校支援業務などへの支援をこれまで以上に充実したものにするため、県教育委員会事務局組織体制の見直しを検討しており、その中で、教育局のあり方についても、市町村教育委員会の意見を伺いながら検討しているところです。</p> <p>なお、地方分権が進展する中、改正地方教育行政法において、市町村の教育行政体制の充実や指導主事等の設置などの努力義務が明記され、市町村教育委員会の体制の充実が求められているところであり、町村におかれても、周辺市町村と連携を図りながら取り組んでいただきたいと思います。</p>	教育委員会 教育総務課
3	学校現場の実態をふまえた通級指導教室の開設枠の確保並びに特別支援学校通級指導教室への通学支援の実施について	<p>学校現場の実態をふまえた通級指導教室の開設に努力していただきたい。</p> <p>また、特別支援学校に開設されている通級指導教室への通学が、保護者の生活実態により通級できない児童がいるので、すでに事業化されている「特別支援学校通学支援」を拡大・充実する観点から、新規の取り組みを要望いたします。</p>	<p>通級指導教室については、市町村教育委員会からの要望、県全体の配置バランス等を考えながら、その数を順次増やしてきました。</p> <p>特別支援教育の充実も県教育委員会としても重要なことと考えており、これからも、市町村教育委員会等の要望を聞きながら、必要に応じて通級指導教室開設について検討していきたいと思えます。</p> <p>また、県立特別支援学校に開設されている通級指導教室については、必要に応じて巡回による指導等も可能であり、通学支援までは考えていません。</p>	教育委員会 小中学校課 特別支援教育課
4	特別支援学級設置基準の弾力的運用について	<p>本県では、特別支援学級の設置基準は、現在その種別(知的、情緒等)を問わず7名以内となっていますが、情緒障がい学級の場合、その障がいの実態から7名という基準は、義務教育を保障する観点からはきわめて厳しいと言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、障がいの程度や学年のばらつき等をふまえた弾力的な運用を要望いたします。</p>	<p>本県においては、特別支援学級の学級編制基準を国の標準数(8人)より1人少ない数で設定したり、3学年以上の学年で構成されている特別支援学級に児童生徒の学習支援に係る非常勤講師を配置など、充実を図っています。</p> <p>今後も引き続き、特別支援学級の児童・生徒への教育活動充実に努めていきたいと思えます。</p>	教育委員会 小中学校課
5	子宮頸がん予防、細菌性髄膜炎予防、肺炎予防事業の実施について	<p>子宮頸がん、細菌性髄膜炎、肺炎予防に対し、それぞれ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種が有効と言われており、一部の町では、接種費用の一部を助成しています。</p> <p>しかし、接種費用が高額であり、特に子宮頸がん予防ワクチンについては、高額のため個人負担が大きく、実施町村の負担となっています。</p> <p>つきましては、是非とも県費の助成をお願いするとともに国に対して法定接種になるよう強力に要望していただくようお願いいたします。</p>	<p>1 子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについては、国補正予算関連事業として、県に造成する「ワクチン接種緊急促進基金」を活用した「ワクチン接種緊急促進事業(基金1/2 市町村1/2)」が開始されています。市町村負担分については、地方交付税措置が予定されることになっており、県費助成の実施については、特段考えておりません。</p> <p>2 県では、ワクチン接種は本来国の制度として確立すべきであるという認識のもと、子宮頸がんワクチン等の定期接種化及び財政措置について国へ要望しています。今後も国の動向等を見ながら要望活動を継続したいと考えています。</p>	福祉保健部 健康政策課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
6	地域医療の充実について	<p>地域医療における自治体病院の役割を適正に評価いただき、県民の医療機会や医療品質を底辺で支える自治体病院を運営する自治体に更なる支援を要望いたします。</p> <p>自治体病院の求められる使命として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域に不足する一般医療の確保（へき地医療など） 2 社会・政策的医療の実施（精神病、感染症など） 3 不採算医療の実施（救急医療、小児医療など） 4 予防、検診などの行政施策への協力（健康教育、健康相談など） 5 保健、医療、福祉を一体的に推進する地域包括医療の実施 6 医療従事者の研修、教育 <p>があげられます。</p> <p>各自治体病院は、改革プランを策定し赤字体質からの脱却に向けて経営改善に努めていますが、一方でこれらの医療は何れも採算性は低く病院経営を圧迫しているのが現状です。社会のセーフティーネットとしてこれらの医療をしっかり守る為に、鳥取県としての新たな補助制度の創設と、国に対する交付税の更なる充実と安定を要望いただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、地域の適正な医療の均衡を図り、地域の医療提供体制を確保するため、自治体病院建設に係る企業債償還支払利息に対する補助（1/2）を行っており、この支援を継続していくことを検討します。</p> <p>なお、地方交付税については、平成22年7月30日に県内の地方6団体により国に対する要望活動を行い、地方交付税総額の復元・増額を要望したところです。今後も地方に必要な財源の確保について国に働きかけていきます。</p>	<p>福祉保健部 医療政策課</p> <p>企画部 地域づくり 支援局 自治振興課</p>
7	JR線運行ダイヤの 利便性向上について	<p>地域の鉄道網の利便性向上は観光客誘致に向けての課題となっております。</p> <p>つきましては、観光立県を目指される県におかれましても、観光振興を図るため下記事項をJR西日本及び智頭急行に働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JR線の中部圏域と関西・山陽エリアとの利便性向上について <p>JR倉吉駅は中部圏域の重要な交通拠点となっており、現在は平成23年度末の完了を目指し駅橋上化及び駅前広場整備を行い、新たな賑わいを創出する交流拠点整備を進めています。また、中部圏域では総務省の定住自立圏構想により広域観光のネットワーク化を図り、更なる観光振興も進めており、運行ダイヤの利便性を向上させることがこれらの施策を成功させるためにも必要不可欠となっております。</p> <p>特急「スーパーはくと」及び特急「スーパーいなば」の中には、倉吉駅発着となっていないものがあるため、倉吉駅は関西・山陽エリアを結ぶ結末点としての機能を十分果たすことができず、観光客の利便性が図られていない現状にあります。この現状を打破するために次の事項についてJR西日本、智頭急行に働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特急「スーパーはくと」は、全便倉吉駅発着としていただきたい。特に、特急「スーパーはくと13号」の終着地を倉吉駅としていただきますようお願いいたします。 ② 特急「スーパーはくと11号」の京都発時刻を30分から1時間程度繰り下げていただきますようお願いいたします。 ③ 特急「スーパーいなば」の倉吉駅乗り入れを再開していただきたい。とりわけ、「スーパーいなば1号」の終着地倉吉駅に、「スーパーいなば10号」の発地を倉吉駅をお願いいたします。 	<p>「スーパーはくと」最終便の倉吉駅発着や、「スーパーいなば」の倉吉駅までの乗入れに対するJRの見解を確認したところ、現在倉吉駅での乗降客数が少なく、倉吉駅発着便を増やしても需要が見込めないことなどから、現状では倉吉延長は困難であり、鳥取駅で接続できる列車設定を行っていくとのことです。</p> <p>「スーパーはくと」や「スーパーいなば」の倉吉駅発着の実現のためには、需要増が求められていることから、地元自治体や経済団体が連携した、京阪神・山陽方面から倉吉方面への誘客策、倉吉駅までの特急列車利用の需要喚起の取組みなどを着実にしながら、地元関係者が粘り強くJRに要請していくことが重要であり、県としてもその取組みを応援したいと思っております。</p> <p>また、「スーパーはくと11号」のダイヤ時刻の改善に対するJRの見解を確認したところ、京阪神地区の夕方時間帯にあたり過密ダイヤで運転しており、「スーパーはくと」のダイヤが入りにくく時間変更は困難とのことです。</p> <p>このダイヤ改善については、県としては、JRとの勉強会を通じて適宜要望しており、地元関係者と連携し機会を捉えて引き続きJRへ働きかけていきたいと思っております。</p>	<p>企画部 地域づくり 支援局 交通政策課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
7 J R線運行ダイヤの 利便性向上について (つづき)	<p>2. 山陰本線における鳥取駅以東の利便性向上について 鉄道の安全性と定時性確保のために進められてきた余部鉄橋の架け替え工事も終わり、新たな余部橋梁が本年8月12日から供用開始されました。 また、山陰海岸が世界ジオパークネットワークへの加盟を果たし、浦富海岸を有する岩美町をはじめ東部圏域においても、関西方面等からの観光客の増加が見込まれているところで す。 しかしながら、山陰海岸ジオパークエリアの東西を結ぶJ R山陰本線の特急「はまかぜ」は、鳥取駅発着が上下線とも1便のみとなっています。また、普通列車については、全便が鳥取駅～浜坂駅間で折り返しの運行をしており、鳥取駅、城崎温泉駅を発着する特急列車との円滑な接続が図られていません。 つきましては、特急「はまかぜ」については全便を鳥取駅発着・岩美駅停車とし、普通列車については鳥取駅～豊岡駅間を直通とすることをJ R西日本に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>山陰本線のダイヤ改善については、鳥取・兵庫両県知事によるJ R西日本佐々木社長へのダイヤ改善要望など、これまで兵庫県と連携してJ R西日本本社等に対し、特急列車の全便鳥取駅発着化、普通列車の乗り継ぎ解消、普通列車の増便などの内容を要望してきたところです。 これらの要望に対し、J Rからは、来春のダイヤ改正において、臨時快速列車を新規に鳥取～豊岡間を土日祝日に2往復（4便）運行するとともに、普通列車の乗り継ぎ解消として2往復（4便）直通化を行うとのことですが、ただし、特急「はまかぜ」の全便鳥取駅発着化についてのJ Rの見解では、現実問題として車両がなく、また需要が見込めないことから対応は厳しいとのこと。まずは、臨時快速列車の増便を契機に地元とともに山陰本線の利用促進に取り組んでいくことが肝要と考えています。 そこで、余部橋梁の架け替えを契機として、兵庫県但馬地域と鳥取県東部地域が連携を一層深め、交流の基盤である交通インフラを活用した広域観光を推進し、山陰本線の利用拡大などによる地域振興を図るため、新橋の供用開始日（平成22年8月12日）に「兵庫県但馬・鳥取県東部地域の交通・観光連携協議会」を設立したところです。同協議会において関係町村等と連携して利用促進策に取り組んでいくとともに、山陰本線ダイヤの利便性向上につながる働きかけをしていくこととしており、平成22年12月22日から平成23年1月19日までの間、臨時快速列車の愛称募集を行い、その結果、J Rにおいて愛称を「山陰海岸ジオライナー」と決定されたところです。</p>	企画部 地域づくり 支援局 交通政策課
8 三徳山世界遺産登録 運動への支援について	<p>鳥取県を代表する貴重な文化財である三徳山の世界遺産登録暫定一覧表追加記載に係る審議結果が平成20年に文化庁から公表されました。残念ながら一覧表への追加にはなりませんが、優れた文化遺産としての価値は高いと評価を受けており、指摘された課題等をクリアするための調査研究、情報発信等を実施していくことが必要であります。更に、世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産「カテゴリーⅡ」に位置付けられ、主題の再整理、構成資産の組み換え、比較研究等を実施するとともに、顕著な普遍的価値の証明等に向けた調査研究や文化遺産としての保護、まちづくり、地域づくりに活かすための取り組み等が重要です。 また、三徳山世界遺産登録運動推進協議会を設置し、中部圏域の市町にも参画いただいているところではありますが、世界遺産登録推進のため、引き続き積極的な支援をお願いいたします。</p>	<p>県は、引き続き、三朝町をはじめとする中部市町と連携し、情報発信、調査研究、保存管理を行っていくとともに、主題についても検討を行い、観光振興やまちづくりへの活用を推進していきます。三朝町においても、地域に密着した取組を引き続き進めていただきたいと思います。</p>	教育委員会 文化財課 中部県民局 県民活動課 文化観光局 観光政策課
9 松くい虫対策及びナ ラ枯れ対策について	<p>松くい虫防除対策については、県として防除計画に基づく適切な対応及び松くい虫対策経費の嵩上げ助成を要望いたします。 また近年、急速に拡大しているカシノナガキタイムシによる、ナラ枯れ被害に関し、県内の里山を守る観点から、先端区域にかかる駆除費用につきましては引続き、県費補助100%で事業を継続してまいりますようお願いいたします。</p>	<p>松くい虫防除対策については、「守るべき松林」とその周辺において「他樹種への転換」を図る区域をゾーニングし、「守るべき松林」において予防・駆除措置を行っているところです。また、嵩上げ助成についても既に行っており、引き続き市町村を支援していきたいと思っております。 ナラ枯れ被害については、被害の西進拡大を防ぐため被害先端区域を設け、補助率10/10で取り組んでいるところであり、引き続き平成23年度も補助率10/10で実施できるよう、当初予算案に盛り込んだところです。</p>	農林水産部 森林・林業 総室

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
10	口蹄疫の防疫対策について	<p>今年4月に宮崎県において口蹄疫の発生が確認されて以来、本県においても消毒剤の配布や農場における衛生対策の徹底、防疫対策マニュアルの策定など、様々な防疫対策を実施されています。</p> <p>こうした状況の中、県内には（財）鳥取県畜産振興協会が管理運営している鳥取放牧場、大山放牧場及びそれに付随する河合谷牧野、俵原牧野、兵円牧野があり、多くの和牛・乳牛が入牧し、飼養されています。口蹄疫が本県及び近隣の県で発生した場合、下記について検討いただくよう要望いたします。</p> <p>1. 口蹄疫発生時には、牛の埋却処分が行われますが、その方法や場所の選定についてその地域に充分配慮したご検討をお願いいたします。</p> <p>2. 近隣の県等で発生した場合に、放牧場での発生を防ぐために、預託牛を所有者に早急に返却するなどの措置を講ずるような行動マニュアルのご検討をお願いいたします。</p>	<p>1 処分家畜の埋却方法・場所は家畜伝染病予防法の基準に基づいて行い、実施に当たっては周辺住民等への説明を行うこととしています。</p> <p>埋却地選定の考え方としては、まん延防止の観点を最優先し、農場内、近隣、移動制限区域内の順で検討することになるが、状況により総合的に判断したいと思います。</p> <p><参考>家畜伝染病予防法の基準</p> <p>○埋却を行う場所：人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって日常人及び家畜が接近しない場所</p> <p>○埋却の方法：①埋却する穴は、死体又は物品を入れてもなお地表まで1メートル以上の余地を残す深さとする。</p> <p>②死体の上には厚く生石灰をまいてから土でおおう。ただし、土質の軽い土地においては石片等をもって死体をおおってから土でおおう。</p> <p>2 口蹄疫が近隣県等で発生した場合に預託牛を所有者に返すことについては、大規模発生のリスクを軽減するための重要な手法として認識しており、発生の状況をよく判断し、預託農家の意見を聞いた上で、その都度判断したいと思います。</p>	農林水産部 畜産課
11	防災無線のデジタル化対策支援について	<p>防災無線の戸別受信機廃止に伴う光ケーブル網を利用した双方向告知システムの導入に対する国・県への支援策の働きかけをお願いします。</p> <p>ある町では、現在約3,800台の戸別受信機と屋外スピーカ14台を使って防災情報や行政情報を町民のみなさんに提供していますが、戸別受信機も設置から30年が経過し、すでに耐用年数を経過しており老朽化している状況です。加えてすでに受信機は受注生産となっており、すぐに購入し対応することが困難な状況にあります。</p> <p>防災無線のシステムは、将来的にアナログからデジタルに移行する時期も来ることが予想され、デジタル化対策を検討しなければなりません。</p> <p>町では、現在ケーブルテレビを使って地域に密着した話題や行政情報を提供していますが、このCATV網を利用し、現在の戸別受信機を告知端末に変更して屋外スピーカのみ無線デジタル化を検討していますが、現状での国及び県からの支援策はなく、事業費約3億円を自主財源のみで整備することは財政的に非常に厳しい状況であります。</p> <p>つきましては、防災無線の戸別受信機廃止に伴う光ケーブル網を利用した双方向告知システムの導入に対する国及び県の支援策を要望いたします。</p>	<p>市町村において、CATV網を活用した双方向告知システムを整備される場合には、施設整備事業（一般財源化分）（充当率1/3等、交付税参入率100%）の活用とその充当残については、合併市町村であれば合併特例債（充当率95%、交付税70%）による対応が可能ですので、ご検討ください。</p> <p>なお、防災行政無線デジタル化のなかで、戸別受信機を一括整備する場合には、防災対策事業債による対応が可能です。その中でも、デジタル化は国の政策で特に推進すべき事業として、充当率90%（一般事業は75%）、交付税参入率50%（一般事業は30%）の特例措置があります。</p>	防災局 防災チーム

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
12	中山間地域振興策について	<p>鳥取県では、中山間地域を多面的な公益的機能を有する財産と位置づけ、環境保全や集落の維持を目的に平成20年10月に「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を策定されました。</p> <p>これまでに、各施策をもとに各地域で事業に取り組んでおり、ブロックごとに振興策が議論されております。そして条例の附則（検討）に規定されているとおり、来年23年度には検討を加え必要な措置を講ずることとなっております。</p> <p>しかし、施策のメニューが多岐でおかつ条件が複雑であることなどから、地域での積極的な活用にいたっていない現状もあるように思われます。今後行われる検証では、真に必要なメニューや交付要件等十分に勘案して進めていただくよう要望いたします。</p> <p>また、中山間地域相互の連携等を深める施策の仕組みづくりにも取り組んでいただくよう要望いたします。</p>	<p>中山間地域振興条例は、平成23年10月に3年経過することから、学識経験者、民間代表、市町村担当課長をメンバーとする「次期中山間地域対策検討懇談会（仮称）」を設置し、中山間条例及び条例に基づき設置した各地区協議会の取組、行政施策についてその成果等を検証し、中山間条例の改正の是非及び次期中山間地域対策について検討を行う予定です。</p> <p>今後、様々な機会を捉まえ、中山間地域振興を図る上で市町村と県の役割分担や、真に必要なとされる支援策、中山間地域と連携等を深める施策の在り方等について、市町村からの意見を十分お聞きした上で、より効果的な中山間地域振興対策について検討を行うこととしたいと思います。</p>	企画部 地域づくり 支援局 中山間地域 振興課
13	しっかり守る農林基盤整備交付金の補助率の継続について	<p>過疎化・高齢化が進んでおります中山間地域におきましては、農林基盤の維持が地元だけでは実施できず、農林業の存続さえ危惧される大きな問題となっております。</p> <p>単県事業として平成21年度より実施されています「しっかり守る農林基盤整備交付金」は、平成23年度より交付制度の見直しが行われるとお聞きしております。</p> <p>つきましては、町村財政が厳しい中、農林基盤の維持に対する補助金総額の確保と、県補助率現行事業費全体の1/2を継続していただきますよう要望いたします。</p>	<p>しっかり守る農林基盤交付金は、農業者等のニーズに即応し、地域の農林業を下支えする事業として、農家や市町村からの事業要望も多く、制度自体を継続する必要性は十分認識しています。</p> <p>一方、従来の市町村負担金と比べ農業者負担率が軽減されていない市町村もあるなど課題が出ています。</p> <p>このため、平成23年度当初予算案には、市町村の要望総額を確保するとともに、市町村交付金時に比べ、農家負担を軽減している市町村に対しては、現行の県補助率を適用する制度に改めた案を盛り込んだところです。</p>	農林水産部 農地・水保 課
14	道路河川の適正な管理並びに支援について	<p>県管理の道路河川の維持管理につきましては、年間を通じた除草作業や河川内の浚渫など、適切な管理を要望いたします。</p> <p>また、道路河川の維持管理費につきましても市町村負担が増大してきておりますので、市町村の負担軽減のため国への働きかけはもとより実効性のある支援対策を講じて頂きますよう要望いたします。</p>	<p>県管理道路については、道路パトロールや定期点検等により道路の状況を把握し、除草や補修工事等を実施するなど適切な維持管理に努めています。なお、除草については年1～2回実施しており、除草や植栽管理の一部はボランティアにも協力をお願いするなどして地域と一体となった管理を推進しています。</p> <p>県管理河川においては、定期的な巡視や点検を行い河川の状況を把握しながら、緊急性の高い箇所から伐開や河床掘削、河川管理施設の修繕を順次行っています。近年多発する集中豪雨等、災害リスクが高まっている中、今後も更に適切な管理に努めていく所存です。</p> <p>また、市町村の管理する道路河川の維持管理については、それぞれの管理者で負担すべきものであり、大規模な修繕工事や橋梁補修については交付金事業の活用を検討していただきたいと思っております。</p>	県土整備部 道路企画課 河川課
15	県道整備事業の負担金について	<p>県道整備（単県事業）の地元負担率は、従来より15%であります。脆弱な財政基盤の町村におきましては、困難を極めております。</p> <p>つきましては、町村の地元負担率の軽減を要望いたします。</p>	<p>市町村負担金の軽減については、平成22年度に国の直轄事業負担金制度の見直しに合わせ、事務費部分の負担を廃止したところです。</p> <p>国においては直轄負担金制度の更なる見直しを検討されており、その状況を踏まえて検討していきたいと考えています。</p>	県土整備部 道路建設課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
16	妊婦健診費用の補助金について	平成21年度より妊婦健診補助が5回から14回と拡充されました。このことにより安心して生み育てる支援ができつつありますが、この補助金は平成22年度で終了となっています。 補助金のカットは市町村で妊婦1人当たりの健診費用約10万円を負担することになります。 今後も国、県等で26週目以降の健診9回分の補助を継続していただきますようお願いいたします。	今回の国の補正予算で、妊婦健康診査支援基金の積み増し及び平成23年度までの事業継続が決定したところであり、県の助成制度も同様に継続する方向で当初予算案に盛り込んだところです。	福祉保健部 健康政策課
17	特別医療費助成対象の拡大について	特別医療費助成制度「小児」の対象は、平成20年度から小学校就学前に年齢が引き上げられましたが、さらに年齢拡大を望む声があり、県内13市町村が独自施策で年齢拡大し、医療費の助成制度を設けています。 小・中学生の子どもを持つ家庭は、教育費を始めとする経済的負担が大きく、子どもが病気や怪我で医療にかかると、その医療費負担は家計を圧迫することになります。保護者の経済的な負担軽減を図るため、子育て支援策として医療費助成策は必要であります。また、国民健康保険の国庫負担金には特別医療費助成額が調整される規定があり、結果として交付額減額を余儀なくされ、国保財政運営上の支障となっています。 特に、特別医療費助成制度の対象である「小児」について言えば、国が推進する少子化対策に矛盾する措置であります。 独自施策で取り組んでいる市町村に対して支援、または現在、県と市町村の共同事業として実施している小児医療費助成制度について、対象者を義務教育修了（中学生）まで拡大していただきますようお願いいたします。 また、特別医療費助成制度を国民健康保険国庫負担金の調整から除外していただきますようお願いいたします。	特別医療費助成制度「小児」の対象年齢を中学校卒業まで拡大することについては、特別医療費助成条例の改正を9月県議会で承認していただいたことから、平成23年4月から実施することとしています。 特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度と認識しています。このことから、国民健康保険財政の安定的運営を確保するために、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、従来から国に要望しているところであり、今後も要望します。	福祉保健部 障がい福祉課 医療指導課
18	新たな障害者福祉制度の見直しに関し、自治体の意見を聞く場の設定について	障害者福祉制度については、平成18年度から障害者自立支援法への移行に伴い、障害福祉サービスの提供を受けた際の費用負担の在り方が大きく見直された（応能負担から応益負担へ）ことにより、サービスを受ける障がい者には大きな混乱を招いたところです。 昨年末、障害者自立支援法から新たな障害者福祉制度への見直しについて、議論が始められたところですが、制度の見直しにあたっては、住民に最も近い立場で接している市町村の意見を十分に反映していただくことが重要です。 制度見直しに関し、国と市町村との意見交換の機会を設けていただくとともに、障がい者の意向に沿った制度見直しとなるよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。	障害者自立支援法を速やかに廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とし、サービス支給決定制度の見直しを行い、障害者自立支援法に変わる「障害者総合福祉法（仮称）」を制定するため、平成21年12月に内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、この本部に設置された「障害者制度改革推進会議」や、平成22年4月に厚生労働省に設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」において検討が行われています。検討委員は55人ですが、委員には本県の坂本南部町長をはじめ、都道府県、市町村、障がい当事者等も数多く参画しているところであり、意見が一定程度は反映されると考えています。 いずれにせよ、地域の実情や障がい者の意向に沿った見直しとなるよう、県単独、全国知事会、中国地方知事会等を通じて、必要に応じて国に働きかけを行いたいと考えています。	福祉保健部 障がい福祉課
19	国民健康保険制度における鳥取県特別調整交付金の基準見直しについて	国民健康保険事業について、圏域の実情に応じた保険事業の推進等による医療費の適正化及び保険税の平準化を図り、運営の安定化に資することを目的に鳥取県国民健康保険財政調整交付金が交付されています。 鳥取県の特別調整交付金は平成17年度に開始され、その後一部改正により算定項目の見直しは行われていますが、保険税収納率の確保向上項目については、開始当時から基準の改定はありません。全国的な収納率は、平成20年度が88.35%と初めて90%を割り込み、鳥取県（市町村平均）の収納率も90.30%と昭和36年度の国民皆保険以降で最低となっています。 見直しの基準の改定に向けて、保険者の意見を聞く場を設けていただきますようお願いいたします。	保険税収納率の確保向上項目については、鳥取県市町村国保広域化等支援方針策定の際に検討をいただいた収納率目標に基づいて、平成22年度の基準の見直しを行いました。 なお、今後も鳥取県特別調整交付金の算定項目の改正においては、市町村保険者に対して意向調査を行った上で決定します。	福祉保健部 医療指導課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
20	介護保険事業にかかる公費負担の引き上げ及び低所得者対策の充実について	<p>介護保険制度は、『介護の問題』、『老後の不安』を解消するために介護を社会全体で支える体制をつくることを目的に創設され、10年が経過したところですが、今では各保険者が、それぞれ工夫を凝らしながら、住み慣れた地域で介護を必要とする人のニーズを第一に考え、福祉・保健・医療の分野からの総合的なサービスを提供しています。</p> <p>介護保険が認知されてきたことや平成21年度の介護報酬改定（3%アップ）、更に高齢化に伴う要介護者の増加に伴って、給付費が増大し、1号被保険者の保険料も湯梨浜町では、第1期2,659円/月が第4期（H21～H23）では4,250円/月と高騰し、このままでは平成24年度から始まる第5期計画では5,100円を超えることになると危惧しています。</p> <p>1号被保険者のほとんどが年金収入で暮らしていることを考えれば、月額5,000円を超える保険料を支払っていくことは大変厳しいことと推察いたします。</p> <p>介護保険の財源は、公費と第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料から構成されています。公費の負担割合は原則として、国が25%（負担金20%+調整交付金5%）、県が12.5%、市町村が12.5%と全体の50%を負担することになっていますが、この割合を次の介護保険制度改正にあわせて引き上げることを国に対して要望をさせていただきたい。低所得者対策として、低所得者に対する保険料の更なる軽減制度の創設をお願いいたします。</p>	<p>平成24年度からの第5期介護保険事業計画に向けて、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」が、平成22年11月30日に公表されました。</p> <p>公費負担割合の見直しについては、安定した財源が確保されない以上困難と結論づけられており、今回の制度改正では実現は見込めない状況です。</p> <p>ただし、保険料の上昇を抑制するため、第2号保険料への総報酬割の導入や財政安定化基金取崩しによる保険料の軽減活用などの意見が示されています。</p> <p>また、低所得者の保険料については、課税対象者のみに認められている保険者の判断によるきめ細かな保険料の段階設定が、住民税非課税の低所得者の保険料にも行えるよう見直すべきという意見が示されています。</p> <p>これらの意見が通常国会に提案される法案の中で、どのように具体化されていくか先ずは注視し、必要な意見は国に言っていきたいと考えています。</p>	福祉保健部長寿社会課
21	障がい児のための社会資源について	<p>障がい者のための社会資源が不足しているといわれる中、特に現在、放課後、土日及び長期休暇に障がい児を受け入れる社会資源が不足しています。</p> <p>児童デイサービスは親同伴かつ就学前の児童が対象であり、また、学童保育では障害特性に応じた個別対応が困難となっています。</p> <p>社会資源の整備はもとより、中部圏域で利用可能な社会資源についても各市町が共有化を行い、利用者からの要望があった場合に対し、円滑な利用につなげることが必要です。社会資源の情報共有化のため、定期的な協議の機会を設けるとともに、社会資源情報の更なる周知を要望いたします。</p>	<p>御提案の内容については、まず市町村の地域自立支援協議会で御協議いただきたいと思います。</p> <p>市町村の枠を超える社会資源の整備や情報提供については、各福祉保健局が設置している圏域の地域自立支援協議会で話し合っただけであればと思います。</p> <p>なお、障害者自立支援法が改正され、平成24年4月から放課後型の児童デイサービスが法定化されます。</p>	福祉保健部障がい福祉課
22	認定こども園の整備にかかる補助制度の充実について	<p>平成18年10月から「認定こども園」がスタートしましたが、国が目標としている認定数には程遠い現状です。本年度は県でも私立幼稚園が認定こども園とする場合には予算措置がなされました。</p> <p>保育・教育の質の向上、保護者支援の充実、また、親の就労状況に関わらず、同じ施設で保育教育が受けられることは、小学校への接続にも有効であるなど認定こども園への期待は大きいものがありますが、施設整備などにかかる補助制度が公立にはありません。</p> <p>また、国は「こども園」創設を平成25年度に結論を出すような検討もなされているようであり、幼保一元化による保育教育の質の向上は最重要と考えます。子育て王国の取り組みとして認定こども園の施設整備や運営に対する財政措置を要望いたします。</p>	<p>認定こども園についての支援制度は平成22年度から単県で施設整備や運営費の助成を実施しているところであり、引き続き同様の助成制度を実施する方向で、平成23年度当初予算案に盛り込んだところです。公立の保育所については施設整備、運営費について交付税措置がなされていることから、助成制度の創設は考えていません。</p>	福祉保健部子育て支援総室

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
23	保育所における障がい児加配保育士の財政的支援について	<p>近年、自閉症や注意欠陥多動性障害等の発達障がい児の保育所入所が増加し、その支援のために障がい児加配保育士を配置し対応しています。また、健診時に新たに軽度発達障害が発見されることが多く、年々、障がい児加配保育士の配置数は増加傾向にあります。</p> <p>保育士の障がい児加配については、保育士にかかる人件費等の補助率が非常に低く、そのため年々、増加していく発達障がい児等を支援していく加配保育士の配置には、相当な経費負担となり、財政負担を強いられています。</p> <p>障がい児の支援や育成については、国及び自治体の責務が明確にされており、保育所は、市町村が運営するものであり、障がい児への支援育成体制についても市町村の責任で対応すべきではありますが、保育現場で特別な支援が必要な児童の増加する現状から国に対し、必要な財源措置を講じていただくよう働きかけていただき、更に県としても補助率引き上げなどの財政支援をお願いいたします。</p> <p>また、加配保育士の資質向上のため、スーパーバイザー（エール）の派遣回数の増加や保育現場での直接指導の体制を継続していただくよう要望いたします。</p>	<p>保育士の配置基準の改善についてはこれまでも国に要望しているところであり、今後も要望を行います。</p> <p>障がい児の対応にかかる加配の職員に対する支援は平成22年度拡充したところであり、現在のところその拡充は考えておりません。</p> <p>エールによる相談支援は、専門性の高い技術的援助として、現場の保育士等関係職員の資質や専門性の向上のために県で実施しています。相談支援が年数を重ねるとともに、各種研修等の成果も活用されており、現場の各保育所等の支援の質も向上してきているように思っています。</p> <p>そこで、エールによる相談支援は引き続き行いながら、全ての個別相談にエールが対応するのではなく、個別幼児の支援に係る相談は困難なケースに重点を置くとともに、現場と関係機関等の機関コンサルテーションにシフトし、より効果的な支援が行われるように取り組んでいきたいと考えています。</p>	福祉保健部 子ども発達支援課 子育て支援総室
24	町村福祉事務所設置に伴う支援について	<p>平成23年4月に向けて福祉事務所の開設を進めているところですが、設置前の支援はもとより、設置後についても実務的な相談、定期的な常駐等きめ細かな支援を継続していただきますようお願いいたします。</p>	<p>福祉事務所設置後も引き続き県として必要な技術支援等を行っていく必要があると考えています。</p> <p>平成22年4月に福祉事務所を設置した町村に対しては、県の職員に町村職員としての併任をかけ、定期的に巡回指導を行っているほか、随時、困難案件が生じたときには同行訪問等を実施しているところです。</p> <p>平成23年4月に福祉事務所を設置する町に対しても、同様の支援を行うことを考えています。</p>	福祉保健部 福祉保健課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
25	県立厚生病院の医療体制の充実、整備について	<p>県立厚生病院は中部圏域の医療の中心であり、質の高いガン診療の中心的役割を担う中核病院として「地域ガン診療拠点病院」の指定を受けています。</p> <p>しかし、ガン診療体制が十分に整備されているとは言えず、急激に増えてきている乳ガン・大腸ガン・肺ガン等への診療体制の充実、整備をお願いいたします。</p> <p>また、小児科診療では、発達障害児の割合が増加しています。障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向け、障害児施設や各専門スタッフ（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等）との連携により、発達段階に応じたきめ細かな指導体制につなげていけるシステム化を構築し、発達の遅れを早期に診断し、対応の誤りから二次的な精神障害に進展することのないよう、適切な指導・治療を望みます。</p> <p>眼科診療については、火曜日・金曜日の週2回診療ですが、診療日数が十分とは言えず、月～金まで毎日診療ができる体制、整備をお願いいたします。</p> <p>さらに、中部圏域では厚生病院が人間ドック検診を撤退して以来、婦人科検診も含めて実施している病院が極めて少なく、委託の際に市町村・事業所間で日程調整がつかずいまだに混乱している状況です。婦人科検診も含めて総合的に実施できるドック検診の復活をお願いいたします。</p>	<p>①平成23～24年度現有の低出力放射線治療装置を高出力放射線治療装置に更新予定です。</p> <p>乳がんに関しては、中心となった医師が平成22年5月末に退職したため、現在2名の医師で対応していますが、平成23年度に大学より乳腺専門医の派遣を受けられるよう要請中です。</p> <p>大腸がんについては消化器外科医を平成22年4月に1名、平成22年10月に1名増員しているところであり充実した体制となっていると考えています。</p> <p>肺がんについては県内トップクラスの手術数（平成21年：53例）を実施しています。</p> <p>②発達障害児への支援については、平成23年度から二次健診（発達クリニック）の実施主体が県から市町村に変更となると聞いていますが、今までどおり二次健診への協力を行っていきます。</p> <p>③眼科は平成22年3月末で常勤医が不在となり、鳥取大学からの診療援助で週2回の外来診療を行っています。鳥取大学には常勤医の派遣を要請していますが、県内の眼科医が不足しているため派遣が困難な状況にあります。</p> <p>④平成21年3月に健診担当医師が退職したこと、急性期病院としての厚生病院の役割、中部圏域の健診実施医療機関の状況を勘案し人間ドックの廃止を決定したものです。</p> <p>なお、婦人科健診に関しては倉吉市からの要望により平成21年度以降も実施しています。</p>	病院局
26	鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に必要な県の機能との連携・協力について	<p>非行、ひきこもり等の子どもや青少年の問題が複雑化、多様化する中で児童・生徒をはじめ、未成年者に対する相談支援体制の充実、各関係機関とのコーディネート的な役割を果たすことのできる「総合的かつ専門的な相談支援の拠点機能」の必要性が高まっています。</p> <p>中部圏域1市4町では未成年者とその家族の抱える課題に迅速かつ的確に対応し、安心して生活できる環境を整備するため、定住自立圏の取り組みの中で、不登校児童・生徒を支援している「鳥取県中部子ども支援センター」を未成年者に対する保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能を拡充した圏域の教育相談支援の拠点として整備しそのセンターを核として、圏域内の各機能が有機的に連携できる体制を整備したいと考えています。</p> <p>中部圏域における教育相談体制を充実し、不登校児童・生徒をはじめ、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を充実するため、定住自立圏の取り組みの一つとして、中部圏域1市4町で取り組む「鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充」について、県の保健、福祉、教育の相談・判定・支援等の機能と連携した取り組みを行うことができるよう必要な調整、連携及び協力をお願いいたします。</p>	<p>本県の不登校児童生徒数はここ数年減少傾向であるものの、小学校における出現率は全国平均より高い状況にあり、中学校も平成21年度は前年までの減少傾向から増加傾向に転じたところです。</p> <p>また、いじめの認知件数は減少しているが、暴力行為は増加傾向が見られるなど、引き続き生徒指導上の諸問題に対して、県も重点的に取り組んでいくことが必要と認識しており、中部子ども支援センターとの連携についても情報提供や担当者間における連絡協議会設置など強化を図っていきたいと思います。</p>	<p>教育委員会 小中学校課</p> <p>福祉保健部 子ども発達支援課 子育て支援総室</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
27	中部医師会立三朝温泉病院病棟更新築及びその他改修計画の支援について	<p>当該病院は病床数198床を有し、年間を通じて約58,500人の入院患者を受け入れており、1日当たり約160人の外来患者があります。入院・外来ともにその約93%は鳥取県中部圏域在住の住民であり、地域医療の施設として大変重要な役割を果たしています。また、二次救急医療機関の指定を受けており救急態勢も整備されています。しかしながら、病棟等主要な建物は、大部分が昭和43年から46年に整備され、老朽化した建物であり、現在の耐震基準に合致しておらず耐震整備が急がれるところであるほか、建物が狭隘であり、患者療養環境面においても不十分な状況にあるため、施設等を整備することにより、安心して安全な医療を提供する必要があります。</p> <p>総事業費約14億円を予定しており、鳥取県からは「医療施設耐震化整備事業」の対象としていただいているところですが、鳥取県からの助成につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>三朝温泉病院の病棟耐震化整備に要する経費に対する補助は、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、平成22年度当初予算で計上するとともに、三朝温泉病院の中部医療圏での果たす役割及び経営移譲の経緯から中部管内市町と協調し、追加支援を平成22年度11月補正予算で計上しました。</p> <p>○医療施設耐震化整備事業（三朝温泉病院分） 当初予算 319,458千円（現年、債務負担行為） 11月補正予算 79,864千円（債務負担行為）</p>	福祉保健部 医療政策課
28	海岸浸食防止対策の推進について	<p>県下には、白砂青松が続く美しい海浜地帯でありましたが、自然環境の変化により、海岸浸食が激しく近年では浜辺が無残に削り取られ見る影もない現状となりました。平成5年以来、海岸保全施設として、人工リーフなど浸食防止対策工事が行われ一定の成果はあるものの、今なお海岸浸食の進行は顕著であります。</p> <p>つきましては、従来の白砂青松で美しい海浜地帯を回復させるため、海岸保全対策につき、一層推進していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、海岸浸食等の土砂問題の解決のため、平成17年度に「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定しました。更に平成19～21年度には、東・中・西部地区に学識経験者や各管理者等による協議会を設立し、港湾・漁港や河口部の堆積砂を活用した養浜（サンドリサイクル）を実施し砂浜の保全に取り組んでいます。</p> <p>また、海岸侵食の著しい箇所については、人工リーフを設置し、海浜の安定を図っているところです。</p> <p>今後も、モニタリングの継続実施や協議会の開催により効果を検証しながら、効果的・効率的な海岸保全対策を実施していくこととしています。</p>	県土整備部 河川課
29	全国森林環境税の制度実現について	<p>森林は木材資源を供給するのみでなく、酸素の供給、水資源の涵養、土砂流出の防止、大気の浄化、保健休養などの公益的機能を有しております。</p> <p>しかし、我が国においては、その大切な森林を古代から営々と守り育ててきた山村・林業が、国産材価格の低迷や後継者不足、過疎化と高齢化に悩み、森林の維持、管理はもとより集落の機能さえ困難になってきております。</p> <p>つきましては、森林を維持してゆくため、森林の有する公益的機能を享受している全国民が広く負担をする全国森林環境税の創設について国へ要望していただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご提案のありました全国森林環境税については、全国町村会、全国森林環境税創設促進連盟等から政府税制調査会に対してすでに意見書が提出されているものと認識しています。</p> <p>本県では、森林の公益的機能を維持するため、独自に森林環境保全税を創設しているところであり、森林の公益的機能の重要性は十分に認識しています。</p> <p>一方、全国知事会では、地方消費税の充実とともに、森林保全も含めた地方の温暖化対策に必要な財源として地方環境税や環境自動車税の創設を提案しているところであり、まずはこちらの実現を優先すべきものと考えていることから、現段階では、全国森林環境税の創設を要望することは考えていません。</p>	総務部 税務課

鳥取県町村会からの要望に対する回答

要望事項	要 望 内 容	要望に対する意見	担当部課
30 天神川の整備促進について	<p>天神川は、鳥取県中部の重要な河川でありこれまでに数多くの災害がありました。先人の知恵と関係機関の努力により護岸整備、河川環境整備が実施されてきました。</p> <p>しかし、すべての護岸等の整備・通水断面が確保されておらず、近年の集中豪雨等による土石流対策等砂防事業につきましても整備完了には至っておりません。</p> <p>また、さまざまな環境問題が大きくクローズアップされている現在、時代はまさに環境の時代と言えます。豊かな自然を守り次世代へ引き継いでいくためにも、河川整備にあたっては、魚が住み続けることができるような環境を残していくことが重要になっています。</p> <p>中部圏域住民の安全・安心のために、計画的・早急な天神川の整備が求められる中、国土交通省倉吉河川国道事務所において三朝町若宮・本泉間の県道橋（河戸橋）を含めた河川整備をはじめ今後、計画的な整備が図られようとしています。このような状況下で今後も、これまでと同様に国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるべきと考えます。</p> <p>天神川が今後とも、国の責務において国土交通省直轄河川として整備促進されるよう、流域関係自治体と一丸となって国・政府・関係機関へ働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>なお、河川整備にあたりましては、魚の住みやすい川づくりをお願いいたします。</p>	<p>平成20年10月20日中国地方整備局から天神川について、直轄区間を全て委譲する旨提示があり、整備計画や維持管理状況等について協議を行ってまいりましたが、現在、全国知事会議において「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が設置され、権限移譲に伴う財源や人員等の確保についても議論されているところです。</p> <p>今後、全国知事会と歩調を合わせ、人員、財源等の確保、大規模災害時の支援等の仕組みづくりがどのようになされるか見極めていきたいと考えています。</p> <p>なお、平成22年3月に国土交通省が策定した天神川河川整備計画において、天神川の整備は「動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川作りの理念にもとづいて実施する」とされています。</p>	<p>県土整備部 河川課</p>
31 都市公園東郷湖羽合臨海公園藤津地区「あやめ池多目的広場」の整備について	<p>東郷湖羽合臨海公園藤津地区に整備されたあやめ池スポーツセンター及び多目的広場は、風光明媚な東郷湖畔を造成し整備された都市公園であり、昭和60年に開催された、わかとり国体のアーチェリー、カヌー競技の主会場としても使用した場所でもあります。</p> <p>多目的広場においては、湯梨浜町が発祥のグラウンド・ゴルフなど多くの利用があり、年間を通してカヌーの練習、夏には東郷湖ドラゴンカヌー大会を開催し、参加者も90チーム、約1,000人を迎える大会となりました、住民はもとより広く県民に親しまれています。</p> <p>多目的広場は、軟弱地盤を造成した土地であり、年々地盤沈下が進み、東郷池の水により浸水する区域が広がる状況となり、多目的広場の機能が大きく阻害されています。</p> <p>あやめ池多目的広場は、県の中央に位置し、多くの利用が望まれる施設であります、本年度実施される浸水対策改修にあたり現在の形状での改修を実施いただきますようお願いいたします。</p>	<p>多目的広場の現状の面積・形状を維持する方針で、平成22年度11月補正予算に地盤沈下対策の詳細設計を計上しました。改修工事については平成23年度肉付け補正予算編成において検討します。</p>	<p>生活環境部 公園自然課</p>
32 鳥取県住宅供給公社の存続について	<p>鳥取県住宅供給公社では、今まで良好な住宅宅地を供給され県下各町村の地域活性化に大きな役割を果たしてこられました。</p> <p>しかしながら、残念なことと同公社のあり方について見直しがなされ、平成16年度からその機能が縮小されました。</p> <p>今なお県下町村で過疎化が進みつつある状況のなか、県土の均衡ある発展に向け、定住化を促進し環境に配慮された優良団地の供給にあたりその役割は重要性を増すばかりでありますので、今後とも同公社の存続を図られ、造成地の売売に向けて関係市町村と協調し販売促進等の強化に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>県が低利貸付を行い公社の経営基盤の安定化を図っています。</p> <p>公社保有地には市町からの要望に基づき造成したものも多くあり、関係市町におかれては定期借地権の利用等新たな販売手法等公社と連携した販売促進に取り組んでいただきたいと思ひます。</p>	<p>生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課</p>
33 東伯地区国営かんがい排水事業並びに国営大山山麓農地開発事業に係る施設管理費の負担軽減について	<p>東伯地区国営かんがい排水事業並びに国営大山山麓農地開発事業に係る維持管理費の負担軽減を図るため、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理体制促進事業を導入しておりますが、この負担軽減について要望いたします。</p>	<p>管理職員人件費を補助対象とすることや大型機器更新の補助率引上げなどの維持管理費支援制度の拡充を、引き続き国に要請してまいります。</p>	<p>農林水産部 農地・水保全課</p>

鳥取県町村会からの要望に対する回答

	要望事項	要望内容	要望に対する意見	担当部課
34	県立倉吉未来中心の管理運営費負担について	<p>県立倉吉未来中心の管理運営費負担については、平成9年12月の県と倉吉市との覚書により、県と中部市町が各々2分の1を負担することとなっていますが、地域により地元負担の有無が生じる事のないよう、全額県負担を含めた地元負担について見直しをしていただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>倉吉未来中心の管理運営費負担のあり方については、今後、施設運営における県及び市町村の役割分担や協調体制を整理していく中で、改めて議論していく必要があると考えています。</p> <p>なお、当面の措置として、平成23年度において、文化団体が倉吉未来中心を利用する場合に適用される施設利用料減免措置の補填を、県民文化会館と同様に全額県が負担する当初予算案を県議会に提案しております。</p>	文化観光局 文化政策課